令和6年御殿場市議会3月定例会議案資料

件名	頁
議案第21号・第22号関係共通資料	1
議案第23号関係資料	2
議案第24号関係資料	3
議案第26号関係資料	5
議案第27号関係資料	6
同意第 2 号関係資料	1 0

御殿場市

議案第21号・第22号関係共通資料

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び御殿場市職員 の育児休業等に関する条例の改正概要

1 給料表の改定

令和5年の人事院勧告に基づき、昨年12月に改正した一般職員の給料表と同様にその 水準を引き上げます。新しい給料表は令和6年4月1日から適用します。

2 期末手当支給月数の改定及び勤勉手当の支給

期末手当については、令和5年の人事院勧告に基づき、令和6年6月期・12月期ともに 0.025月分ずつ引き上げます。年間で合計0.05月分の引き上げとなり、改正後の 支給月数は2.45月となります。

また、令和5年の地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し 勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、令和6年6月期から勤勉手当を支給します。 支給月数は6月期・12月期ともに1.025月とし、年間で合計2.05月分とします。 以上により、会計年度任用職員に対しても期末・勤勉手当合わせて年間4.50月分の 支給となり、令和6年度から一般職員と同様の支給割合となります。

区分	期末手当		勤勉手当		合計	
凶 分	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
会計年度	2.40月	2. 45月		2.05月	2.40月	4.50月
任用職員	2. 40月	2. 45月		2. 05月	2.40月	4.50月

3 年間給与支給総額等

給料表及び期末手当の支給月数の改定による増額が約5,660万円、勤勉手当支給に 伴う増額が約1億5,540万円、総額で約2億1,200万円の増額を見込んでいます。

4 施行期日

御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の改正概要

1 改正の趣旨

御殿場市農業委員会は、農業委員11名及び農地利用最適化推進委員20名で組織され、 主に毎月の農業委員会総会への出席、優良農地の確保・有効利用に向けた地域の土地利用の 合意形成、農地パトロールその他の日々の見回り等、その業務は多岐にわたります。

令和5年度からは「地域計画」の策定が法定化されたことで、農業委員会が主体となり 地域農業の未来設計図を取りまとめるため、アンケートの実施・回収、地域住民を含めた 座談会の開催等、業務量が大幅に増加しました。

また、地域計画の目標地図は、1筆ごとに農地所有者と新たな担い手を結びつけるために 毎年更新をする必要があります。

以上により、地域との結びつきが深く、農業従事者としても見識が広い農業委員及び農地利用最適化推進委員の負うべき職務がこれまでにも増して増加していることから、活動時間、事業負担の増加等を勘案し、処遇改善及び「農地利用の最適化推進」に適した体制整備の強化を図るものです。

2 改正の内容

職名	改定前	改定後	増減
農業委員会会長	31,700円	40,000 円	8,300円
農業委員会委員	27,600 円	30,000 円	2,400 円
農地利用最適化推進委員	27,600 円	30,000円	2,400 円

3 施行期日

御殿場市手数料条例の改正概要

1 戸籍証明書交付等に関する規定の改正について(第1条関係)

(1) 改正の趣旨

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令が 改正されたため、これに準じて改正を行うものです。

(2) 改正内容

本籍地以外での戸籍証明書等の交付に係る文言整理及び戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号等の発行事務に係る手数料の規定を追加するため、所要の改正を行うものです。

(3) 施行期日

令和6年3月1日

2 建築物に係る計画の認定等に関する規定の改正について(第2条関係)

(1) 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称の改正及び建築物のエネルギー 消費性能向上計画の認定基準等の新設に伴い、必要な改正を行うものです。

(2) 改正内容

ア 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の名称の改正

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されたことに伴い、引用箇所の改正を行います。

イ 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定基準等における誘導仕様基準の新設 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定及び低炭素建築物新築等計画認定に ついては、従来、計算支援プログラムによる評価のみが可能でしたが、省エネ住宅の 普及を図るため、認定基準に計算支援プログラムによる計算を必要とせず当該性能を 有することが確認できる誘導仕様基準が新設されました。このため、当該認定事務に係る 手数料の規定を次のとおり追加します。なお、金額は静岡県と同額です。

○建築物エネルギー消費性能向上計画・低炭素建築物新築等計画の認定申請

区 分		区 分 従来計算プログラム	
一戸建ての住宅		一戸建ての住宅 37,000円	
共同	申請戸数が1戸	37,000円	18,000円
住宅等の	2 戸以上 5 戸以下	75,000円	35,000円
年戸	6 戸以上10 戸以下	106,000円	51,000円
部分	1 1 戸以上	150,000円	75,000円

○建築物エネルギー消費性能向上計画・低炭素建築物新築等計画の変更認定申請

区 分		区 分 従来計算プログラム	
一戸建ての住宅		一戸建ての住宅 19,000円	
共同	申請戸数が1戸	19,000円	9,000円
住宅等の	2 戸以上 5 戸以下	38,000円	18,000円
年戸	6 戸以上10 戸以下	55,000円	27,000円
部分	11戸以上	78,000円	40,000円

(3) 施行期日

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の改正概要

1 改正の趣旨

御殿場市消防団員等公務災害補償条例では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を 定める政令(以下「基準政令」という。)の定める基準に従い損害補償の算定の基礎となる 額を定めていますが、この度、基準政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の 補償基礎額が改正されたため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第5条第2項第1号、別表関係

KFF 72TY	勤務年数			
階級	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	
田馬及水可田馬	12,500 円	13, 350 円	14, 200 円	
団長及び副団長	(12,440円)	(13, 320 円)	(14, 200 円)	
ハロドルバコハロド	10,800円	11,650円	12,500 円	
分団長及び副分団長	(10,670円)	(11,550円)	(12,440円)	
	9, 100 円	9,950円	10,800円	
部長、班長及び団員	(8,900円)	(9,790円)	(10,670円)	

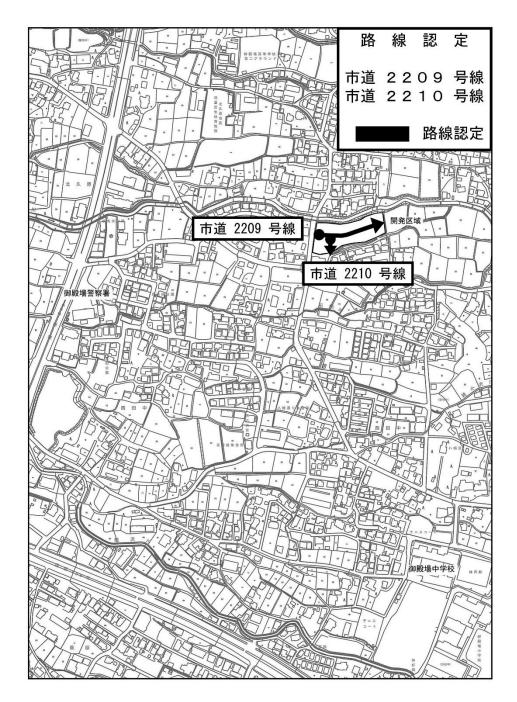
()内書は現行の補償基礎額

(2) 第5条第2項第2号関係

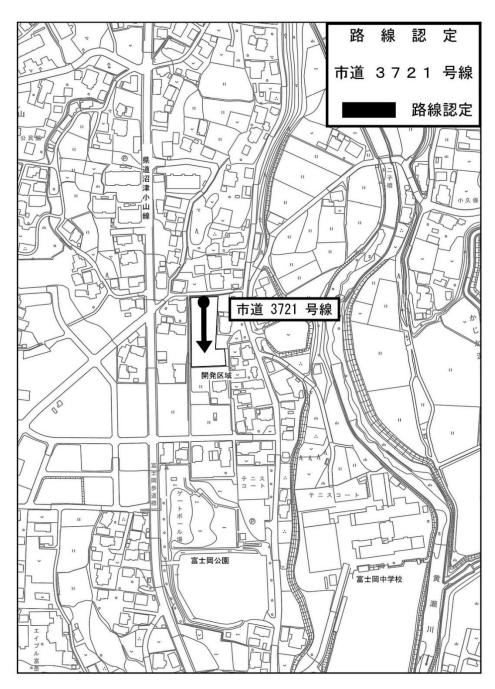
消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

3 施行期日

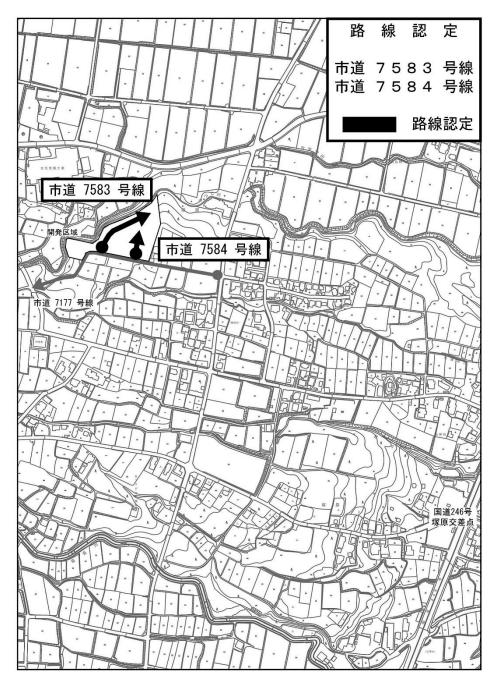
議案第27号関係資料



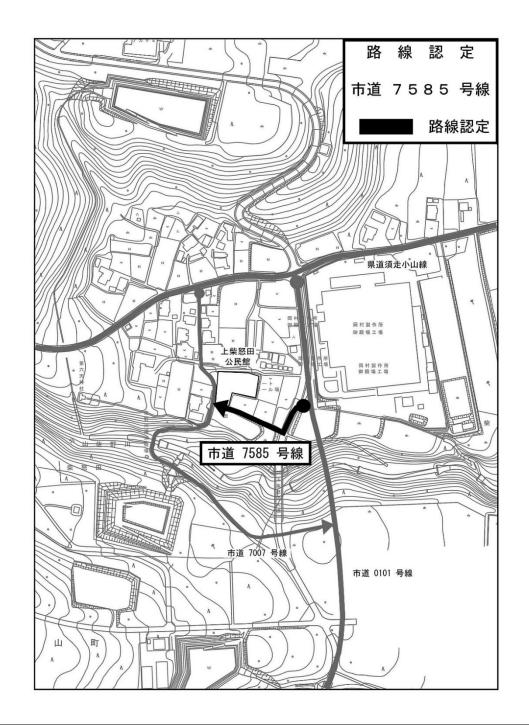
路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
2209 号線	御殿場市北久原538番5地先	御殿場市北久原538番14地先	6. 01~6. 01	118. 08
2210 号線	御殿場市北久原538番20地先	御殿場市北久原538番26地先	6. 01~6. 01	27. 76



路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
3721 号線	御殿場市中山688番13地先	御殿場市大坂159番3地先	6.02~8.30	57. 52



路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
7583 号線	御殿場市塚原1935番8地先	御殿場市塚原1935番10地先	6. 00~6. 00	139. 59
7584 号線	御殿場市塚原1935番27地先	御殿場市塚原1935番9地先	6. 20~14. 00	30. 00



路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
7585 号線	御殿場市柴怒田736番6地先	御殿場市柴怒田734番1地先	5. 00 ~ 9. 00	139. 30

同意第2号関係資料

氏 名 横 山 澄 夫 (よこやま すみお)

住 所

生年月日

学 歴

職歴

公職 歴

所属政党